

研修単位数不足、学術集会参加歴のない方の救済措置 手順

- ・ 研修単位・学術集会参加歴は要件を満たさない場合も通常の方法と同様の様式・手順で所定期間内に認定更新申請を行う。
- ・ WEBでの申請あるいは書類での申請とともに、取得している全ての研修単位の記録を記載し、様式7の「猶予申請」にチェックを入れる。
- ・ 更新要件の研修単位、学術集会参加歴以外の項目について審査を行い、その可否を判定する。
- ・ 本来の更新時期(4月1日)に認定更新は行われず、研修単位が充足した段階で追加提出する。追加提出は様式12とその別紙および参加証、受講票とする。
- ・ 本救済期間は本来の認定更新日から1年間以内とする。
- ・ 追加提出された単位の審査を行った後、認定更新は年数回、まとめて追加認定更新者として認定、通知する。